

# 第1章 はじめに

第1節 生涯学習振興の経緯

第2節 生涯学習とは

第3節 生涯学習の必要性

# 第1章 はじめに

## 第1節 生涯学習振興の経緯

急激な社会の変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生をいきいきと生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、すべての生活の場における生涯にわたっての学習が重視されています。

「生涯学習」については、さまざまな定義がなされてきました。国際的には、昭和40年にユネスコ本部が開催した「成人教育推進国際委員会」において、「生涯学習」の考え方に先立ち「生涯教育」が提案されました。提案者のポール・ラングランは、「人生の段階それぞれにふさわしい学習の機会が継続的に確保され、また、その学習機会が学校だけでなく家庭・職場・地域社会など生活のあらゆる場で確保されなければならない」として、「生涯教育」の必要性・重要性を説き、この概念は国際的に普及しました。

日本では、昭和46年の社会教育審議会<sup>1</sup>（当時）答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、生涯教育が検討課題として提議され、「生涯にわたる学習の機会」をできるだけ多く提供することの必要性が唱えられました。さらに、昭和56年の中央教育審議会<sup>2</sup>答申「生涯教育について」では、初めて「生涯学習」の考え方が取り上げられています。この答申において、「生涯教育」は、「国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である」とされています。また、「生涯学習」は、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、個々人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とされており、この考え方は、平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」をはじめ、その後の答申等においても踏襲されています。その後、昭和59年から62年にかけて設置された臨時教育審議会の4次にわたる答申においては、学校中心の考え方を改め教育体系の総合的再編成を図るという「生涯学習体系への移行」がうたわれました。さらに平成2年、中央教育審議会の「生涯学習の基盤整備について」の答申に基づき「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（通称「生涯学習振興法」）が制定されました。

そして、平成18年の教育基本法の改正により、初めて教育基本法に「生涯学習の理念」が規定されました。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることが出来るよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

国は教育基本法の改定後も、答申等において生涯学習体系の施策の充実を訴えています。

<sup>1</sup>【社会教育審議会】平成2年に生涯学習審議会に改称し、現在は中央教育審議会に統合

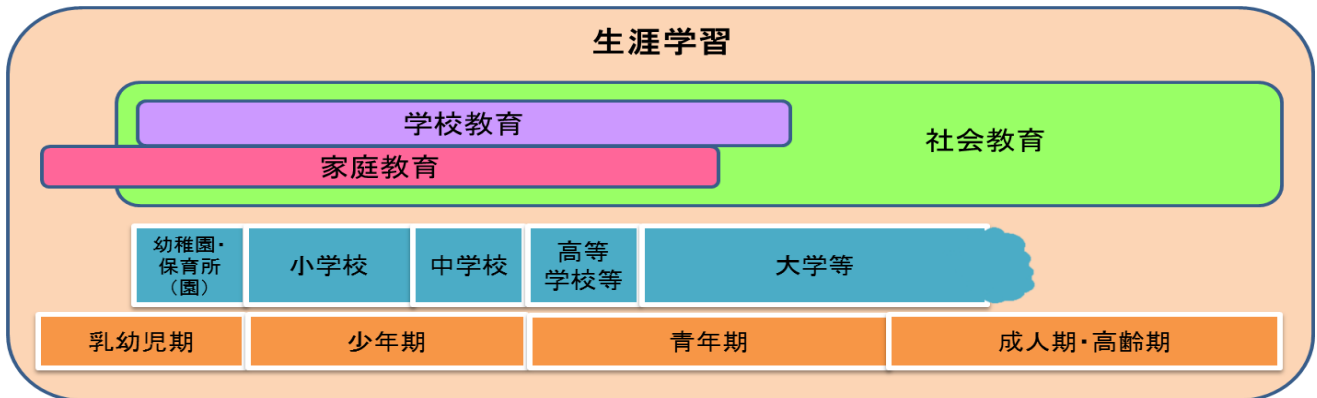
<sup>2</sup>【中央教育審議会】文部科学省に設置されている諮問機関。生涯学習分科会が設置されている。

## 第2節 生涯学習とは

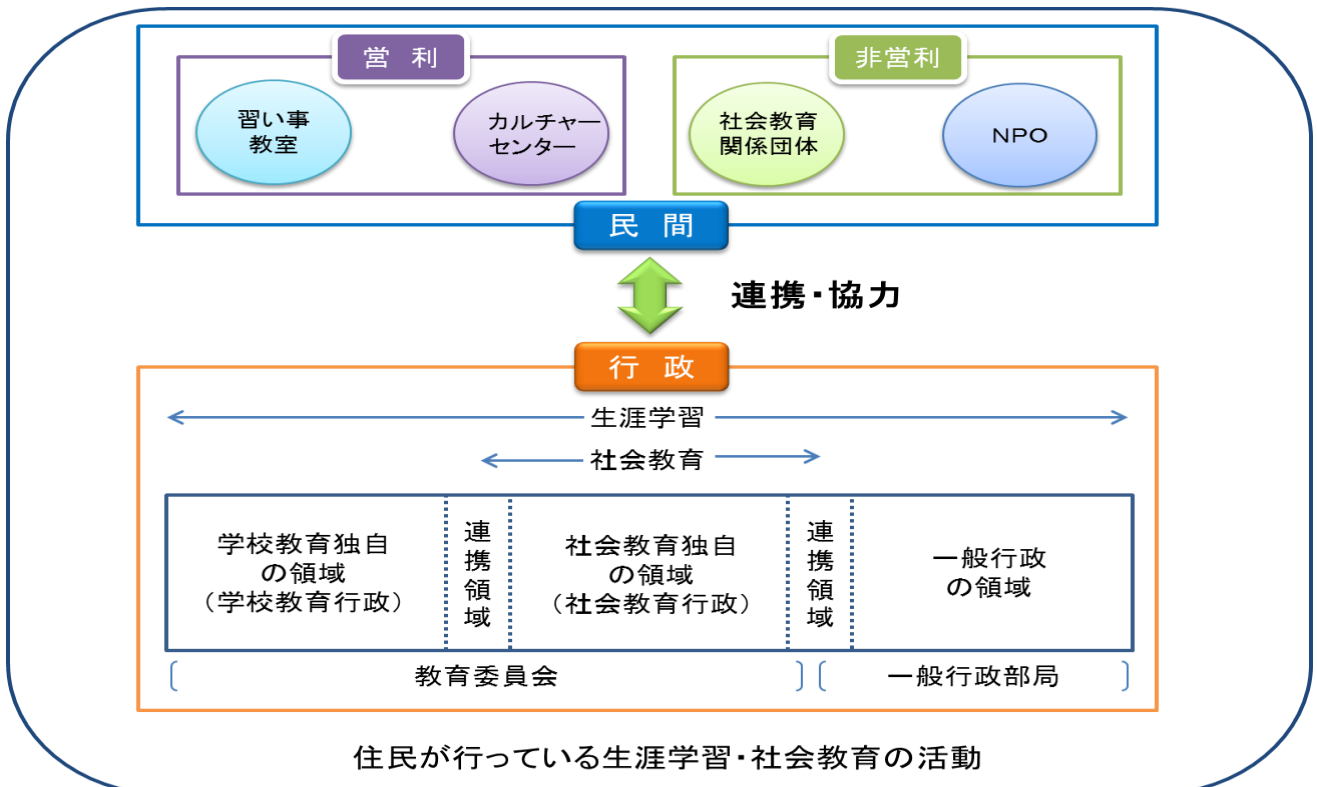
「生涯学習」については、法律上その定義が定められておりませんが、生涯学習と社会教育、学校教育の関係を整理すれば、各個人が行う組織的ではない学習（自主学習）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動についても生涯学習に包含される対象であり、「国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習である」ということができます。

つまり「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、社会教育、学校教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習行為のみならず、福祉の向上、青少年の健全育成、産業の振興、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで多様な側面をもった概念であるといえます。

### ○年齢を軸とした場合の生涯学習・社会教育体系図



### ○自治体の行政レベルにおける「生涯学習と社会教育の関係」とその位置



出典：鈴木真理他編著「社会教育計画の基礎」2012年、学文社

### 第3節 生涯学習の必要性

現代社会において、特に生涯学習が必要とされるのは、主に次のような理由からです。

#### 1 潤いのある生活の構築

自然環境の悪化や社会連帯意識の希薄化、さらには学歴社会における過剰な競争は、社会全般に深刻な影響を及ぼしてきました。このような状況の中で、豊かな自然を求め、社会的つながりを大切にして、潤いのある生活を築こうという傾向が強くなってきました。

そのため、人間性豊かな生活と住みよいまちづくりのための学習が必要です。

#### 2 学校教育依存型社会からの脱皮

急激に変化し、複雑多様化する社会において、学校教育だけに過度に依存した教育では、長い人生を人間らしく生きていくことが難しくなっており、学校を離れても絶えず学習を続ける必要があります。また、学歴の過重な評価を是正し、生涯にわたる学習による成果が適切に評価される社会の実現が求められています。

そのため、多様化する市民の学習ニーズに対応できる学習機会の提供や市民の学習意欲の醸成、拡大が必要です。

#### 3 家庭、地域における教育力の回復

家族形態の変化や都市化の進行などにより、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中であって、特に青少年には、直接的な体験の機会が少なく、社会性の乏しさや自己確立の遅れがみられるなど心身の弱さが指摘されています。

そのため、家庭や地域における教育力の回復、体験機会の充実、及び学校・家庭・地域の実践的な連携が必要です。

#### 4 高齢社会の進行と増大する自由時間への対応

現代は、平均寿命の伸長と出生率の低下により、4人に1人が高齢者という高齢社会であり、今後も高齢化率は上昇していくものと予想されています。このような中であって、活力ある社会を築くためには、自由時間の有効な活用や豊かな経験と知識を社会に活かすことが重要となっています。

そのため、これらに対応するための学習活動や場の整備が必要です。

#### 5 情報化・グローバル化などへの対応

今日の科学技術の進歩や発展は、高度情報化やグローバル化、さらには産業構造の変化をもたらし、社会生活環境を大きく変えてきました。

そのため、新しい分野への対応をはじめ、さまざまな知識・技術の習得、情報を使いこなす能力、さらには国際感覚、国際理解などを深め、多文化共生社会など多様化する社会に対応することが必要です。